

第5章

ベトナムにおける地方雇用機会と 農村世帯の就業・家計構造

——カントー市ハウザン河氾濫原の一農村における現状から——

藤倉 哲郎

はじめに

ドイモイ以降のベトナムでは雇用部門の拡大が目覚ましい。MoLISA (2006) と GSO (2011) の推計によれば、1996年から2010年までの間に賃金労働者数が、594万人から1670万人へと、2.8倍に増加している。なかでも民間部門での賃金労働者数は、295万人から1194万人へと大幅に拡大している。こうした雇用機会の拡大は、近年、地方にも及ぶようになってきている。本章の課題は、地方で創出されるようになった雇用機会に対応して、農村世帯の就業と家計とがどのような構造的特徴をもつに至っているのかを考察することである。

これまで東南アジア農村研究においては、農村に多数の土地なし世帯や零細農が存在していることを前提に、農村世帯の多就業構造の分析に関心が払われてきた(水野編1995)。なかでも水野(1995)は、農村就業構造の分析を農村内所得分配と階層構造の変化とを結びつけることを課題に据え、西ジャワ農村で広くみられる多就業構造を論じている。就業構造と所得分配・階層構造の変化とを結びつける分析視点は、非農業就業の拡大が、土地保有規模を軸とした農村内階層間格差を縮小あるいは拡大させるのかという問題関心

を背景としている。

本章も、ベトナムにおける地方での雇用機会に対して、小規模・零細な稲作をおもな生業としていた農村世帯が世帯内労働力分配をどのように対応させ、さらに近年創出されている新たな雇用機会が、賃金所得を通じて、土地保有規模に基づく既存の農村内格差構造にどのように作用しているのかを、主要な問題関心としている。

具体的な課題は、第1に、近年農村とその周辺で拡大している雇用機会に対して、農村世帯がその世帯内労働力分配をどのように対応させているのか。第2に、そうした雇用機会から得られる収入が、家計所得においてどれほどの比重におよんでいるのか。第3にさらに新たな雇用機会とそこからの収入が、農村の階層構造とどのような関係にあるのかである。

本章第1節では、まずマクロデータから地方雇用機会に関する2000年代後半の趨勢、2010年現在の就労構造の特徴を確認する。つづく第2節で調査対象の概要を述べる。第3節で、農地保有と農業・非農業経営の状況を整理し、調査対象世帯による自営業の実態を分析する。農業経営の担い手の考察とともに、自家農業労働力の不足への対応の仕方も考察対象とする。そして第4節で、賃金労働について、担い手の年齢や、学歴、職種、収入などの特徴を考察する。最後に第5節で、家計構造の分析を行うとともに、近年の雇用機会が、農地保有規模に基づく階層間格差とどのような関係にあるかを考察する。

第1節 地方雇用機会の拡大と農村における就業構造の変化

農村での雇用機会の拡大は、本書第6章が指摘している工業団地の地方都市および農村への展開と並行して進んでいる。表1は2007年から2010年までの鉱工業部門（建設部門を含む）の賃金労働者数の推移を、紅河デルタ、東南部、メコンデルタの3地域についてみたものである。この表から、メコン

表1 ベトナムにおける鉱工業部門賃金労働者数の地方別推移

(単位：人)

地域	賃金労働者数				2007~10年間の変化	
	2007 (A)	2008	2009 ¹⁾	2010 (B)	(B - A)	(B/A)
全国	6,354,518	6,411,027	7,647,184	8,053,189	1,698,670	1.27
紅河デルタ	2,085,235	1,884,391	-	2,497,571	412,335	1.20
東南部	1,649,498	1,961,583	-	2,359,971	710,473	1.43
メコンデルタ	1,016,286	1,020,848	-	1,266,657	250,371	1.25

(出所) GSO (2011) より筆者作成。

(注) 1) 2009年は就業上の地位別データに地方別情報がない。

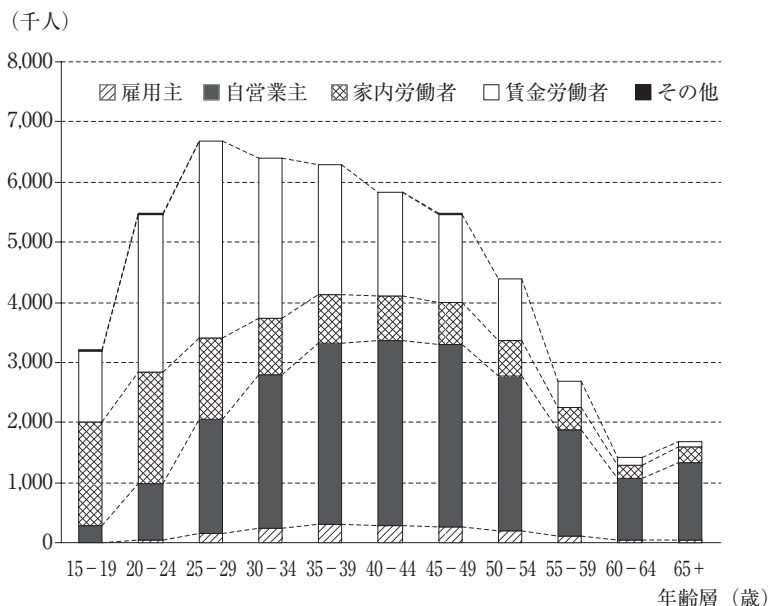
デルタにおいても、雇用拡大の趨勢がみとめられる。

さらに賃金労働者の比重を年齢層別の就業構造から確認する。図1は、就業上の地位別の就業者数を年齢層別にみたものである。同図から判明する現在のベトナムの就業構造の特徴は、若年層(15~34歳)のうち20歳代では半数近くが賃金労働に、30歳以上の年齢層では半数以上が農業を中心とした自営業・家内労働に就業しているということである。なお、別途算出すると、自営業主と家内労働を合わせた就業者の7割が農林水産業部門の従事者で、賃金労働者の9割近くが鉱工業部門とサービス部門の従事者が占めている。筆者の関心のひとつは、年齢層別就業構造のこのようなマクロの特徴が、農村世帯において、どのような具体的姿をとっているかにある。

ところで、かつて長(2005)は、2000年初め時点でのベトナム農業・農村政策に対する提言として、農業の多角化を挙げていた。長は、稲作農業地域の貧困、土地の細分化、土地なし層の増加を、メコンデルタ農村における問題点として挙げ、農業の多角化の必要性を指摘していた。こうした提言は、農村において非農業就労機会が乏しいという当時の現状把握を前提としてなされていたものである。

しかし、2010年代に入ると、冒頭述べたような雇用拡大の地方展開にともない、農村でも非農業就労機会の拡大がみられるようになり、長の提言の前提は変わりつつある。注目すべきは、この変化が、農村での農家と非農家の

図1 年齢層別にみた就業上の地位別就業者数（2010年値）



(出所) GSO (2011) より筆者作成。

分離や、あるいは非農家の農村からの離脱が急速に進むという方向には必ずしも進んでおらず、一部の農村では、農家世帯が非農業就労者を抱え込む形でおこっていることである。

筆者の基礎調査（藤倉 2012）では、メコンデルタに位置するある農村において、零細な農地でのコメ単一作の経済的な限界を放置しながらも、農家の若年層が自家農業以外の就業（とくに工業団地での就労）から現金収入を得ることで、当該農家が経済的に維持されている可能性が見出された。本章は同じ調査村について、自家農業以外の就労の例が多数あることを念頭に、新たな調査（2012年10～11月）の結果に基づき、農村世帯の就業構造と家計構造をより詳しく検討する。

第2節 調査地と調査世帯の概要

調査地はメコンデルタの中心都市カントー市 (Thanh pho Can Tho) にあるオーモン区 (Quan O Mon) チュオンラク坊 (Phuong Truong Lac) タンクイ地区 (Khu vuc Tan Qui) である。チュオンラク坊は、行政上「都市部」に分類されている。しかし、総面積の8割以上が農地であり、総世帯数の9割が農家であるという特徴などから、農村とみるほうが実態に合っている。

図2のように、メコン河の支流でカントー市を北端から南西へと流れるハウザン河 (Hau Giang / Song Hau) の氾濫原のなかにチュオンラク坊は位置している。稲作3期作が可能な土地であるが、低湿地という条件により、農業機械導入の制約があるほか、果樹等の多年生作物の作付けや畑作に制約がある地域である。

チュオンラク坊は総面積2282ヘクタール、人口1万8800人、世帯数3812戸

図2 カントー市におけるチュオンラク坊の位置



(出所) 筆者作成。

である⁽¹⁾。うち調査村のタンクイ地区の総面積は169ヘクタール、人口1194人、世帯数308戸である。チュオンラク坊全体の8割を農地が占めており、行政は、坊全体でもタンクイ地区でも、総世帯数の9割が農家であると把握している。タンクイ地区はチュオンラク坊のなかで最も土地が低い地域のひとつで、稲作の単位収量がやや劣る地域である。

チュオンラク坊の北2.5キロメートルほどのところには国道91号線が走っている。同国道とハウザン河に挟まれる地域は、2005年に完成したチャーノック工業団地 (Khu Cong nghiep Tra Noc) が立地し、カントー市最大の工業地帯である。調査村からこの工業団地へは約10キロメートルある。

調査対象となったのは105世帯で、調査村総世帯数の約3分の1にあたる。調査世帯の概要は表2のとおりである。また、世帯主の平均年齢は52.3歳、世帯員数の平均は4.5人である。結婚後も世帯主である親（あるいは配偶者の親）と同居していることが多く、世帯主年齢35歳未満の世帯は7世帯にすぎない。世帯主の大半（84人）はチュオンラク坊を出生地としており、世帯主の配偶者の約半数もチュオンラク坊で生まれていることから、域外からの移住者が少ない村といえる。

調査世帯の世帯員全体（470人）の属性のうち、注目しておくべきは、年

表2 調査世帯の概要

調査対象世帯数	105
世帯員数	470
15歳以上の世帯員数	382
うち有業者数	250
農業従事世帯数	88
うち稲作従事世帯数	73
賃金労働者のいる世帯数	83
賃金労働者数	145

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

表3 調査世帯の世帯員の学歴

年齢層	就学年数 (年)	年齢層	就学年数 (年)
全体	7.4	50～54	5.7
18～19	11.3	55～59	6.1
20～24	11.6	60～64	4.3
25～29	8.2	65～69	4.3
30～34	7.3	70～74	3.3
35～39	6.9	75～79	5.0
40～44	8.5	80～85	3.8
45～49	5.9	86～90	3.5

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

年齢層別の学歴である。表3は、調査世帯の世帯員のうち18歳以上の者全員について、平均就学年数を集計したものである。ベトナムの学制は小中高5：4：3制であるので、中卒の就学年数は9年、高卒は12年となる。さらに2年制専門学校 (Trung cap) 卒、3年制短大 (Cao dang) 卒、4年制大学卒はそれぞれ14、15、16年として集計している。表が示すとおり、調査世帯の世帯員の学歴は、若い世代になるにつれて高まっている。とくに24歳以下の年齢層の平均学歴は、高卒に近付いている。後述する工業団地での工場労働者の求人が、中卒から高卒の20代から30代前半の労働者を対象としていることから、調査村の多くの若年層たちは、そうした要件を満たすようになっている。

調査世帯員の経済活動状況を全国平均とくらべると、20～24歳層について、全国平均との相違が顕著である。調査世帯全体では同年齢層の労働力率が全国平均よりもかなり低く、逆に就学者比率が高い。全国平均では20～24歳層の労働力率は80.7%、就学者比率は14.5%であるが、調査対象ではそれぞれ60.8%、21.6%となっている。調査世帯の若年層では、高卒後の教育課程に進学している傾向がより強いといえる。

第3節 土地保有と農業・非農業経営の状況

まず本節で、調査村での土地保有と農業・非農業経営の状況を整理しておきたい。ここでは、第4節で検討する賃金労働との対比で、世帯の自営業が低調であることを指摘したい。具体的には、調査村の農業経営が小規模・零細規模の稲作農業を中心としたものであること、稲作以外の商業的な農業経営があまり盛んではないこと、農業の担い手が世帯主で、農繁期に不足する労働力を世帯外からの雇用でまかなっていること、そして非農業経営が、一部の農家で補助的に行われているにすぎないことを確認する。

1. 土地保有——自給限界まで達しつつある細分化——

調査対象世帯が保有⁽²⁾している農地の平均面積は0.56ヘクタールである。うち稲作地が平均0.41ヘクタール、果樹地が平均0.12ヘクタールであり、農地の大半が稲作地である。保有農地の規模が1ヘクタール未満の世帯が全体の9割を占めている。

つぎに表4は、農地の保有規模別構成について、調査対象世帯とカントー市全体とを比較したものである。調査結果から把握されるかぎり、調査村がカントー市のなかでも小規模・零細農中心の地域であることがわかる。

表4 調査世帯とカントー市の保有農地規模別構成

	調査世帯		カントー市	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
0.2ha 未満	28	27	12,410	13
0.2ha 以上0.5ha 未満	23	22	26,483	28
0.5ha 以上2ha 未満	53	50	44,191	47
2 ha 以上	1	1	10,363	11
合計	105	100	93,447	100

(出所) 聞き取り調査とGSO(2012)より筆者作成。

また調査村では、現在の世帯主の親から世帯主への土地使用権の相続過程を経て、土地の細分化が進んでいる。チュオンラク坊で生まれている世帯主にかぎってみると、世帯主の親が保有していた土地の平均面積は1.17ヘクタールであるのに対して、世帯主が相続した土地の平均面積は0.35ヘクタールにすぎない。世帯主の配偶者の相続分と、さらに結婚後に買い足した土地を合わせて、保有農地の規模は現在の水準（平均0.56ヘクタール）まで拡大しているが、相続過程での土地の細分化は顕著である。細分化の理由は、親から世帯主とそのきょうだいへの分割相続である⁽³⁾。しかし、この細分化も、ひと家族のコメの自給に必要な稲作経営面積に照らせば、ほぼ限界に達している世帯が多いといえる⁽⁴⁾。

2. 農業経営：稲作中心の農業経営と農業労働力不足への対応

(1) 農業経営の状況

表5は、調査世帯の農業経営の概要を示したものである。調査対象世帯の8割近くが農家であり、大半が稲作農家である。稲作のかたわら、野菜、果樹の栽培や、畜産・養魚がおこなわれている。野菜や果樹の栽培の専業、あるいは畜産・養魚の専業である農家は少ない。また畜産・養魚についてみれば、所得を得ている世帯は多くなく、自家消費用の飼育・養殖が多数を占める。

稲作をしている73世帯のうち70世帯が自作農、3世帯が借地農である。自作農のうち2世帯は、自作地に加えて借地もしている世帯である。稲作地の経営面積は平均0.61ヘクタールで、小規模・零細経営が大半を占める。経営面積1ヘクタール未満の世帯が61世帯あり、稲作農家の8割以上を占める。1.5ヘクタール以上の稲作地を保有しているのは2世帯にすぎない。

自家労働力の確保ができず夏秋作に稲作地を貸し出している2世帯を除いて、残りすべての稲作農家では、3期作をしている。1ヘクタール当たりの単位収量（籾換算）は、1作期当たり5.3トンである⁽⁵⁾。多くの稲作世帯では、

表5 調査世帯の農業経営の概要

	世帯数
調査対象世帯	105
農業従事世帯	88
耕種農業あり	81
稲作あり	73
稲作以外の作物あり	31
稲作なし	8
畜産・養魚あり	75
耕種農業なし	10
所得あり	31
所得なし	11
赤字	28

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

収穫米の一部を自家食用と種用用に確保したうえで、残りを販売している。収穫米の販売比率は平均で75.0%である。総作付面積が大きくなれば販売比率も高くなる傾向があるが、販売率は、世帯員数や、収穫米を分ける世帯外親族の有無などの事情にも左右される。経営面積が0.7ヘクタール未満になると、平均販売率を下回る世帯が多くなる。

自家食用米を売渡価格⁽⁶⁾で現金換算して販売分と合わせると、稲作生産額は、1世帯当たり年間平均5309万ドンになる。稲作費用には、おもに肥料・農薬購入費、種用購入費、地代、賃払い作業(後述)の費用があり、1世帯平均2368万ドンかかっている。これら金額から稲作経営の所得(生産額から費用を引く)を推計すると、1世帯当たり年間平均2940万ドンになる。こうした稲作経営による所得水準は、後述する調査世帯員の賃金労働からの推定平均年収3264万ドンより1割ほど低い。

つぎに稲作以外の農業経営についてみておきたい。前掲表5が示すとおり、稲作以外の耕種経営から収入を得ている世帯は31世帯あるが、そのうちの

半が果樹栽培である⁽⁷⁾。調査村では、マンゴー、ココヤシ、バナナをはじめさまざまな熱帯性果樹が栽培されている。稲作以外の耕種経営による所得は、1世帯当たり年間平均977万ドンとなる。前述した稲作所得に対して33%程度の水準である。

他方で畜産では、ニワトリやアヒルなどの家禽飼育と養豚が主で、牛・水牛を飼育している世帯はない。このうち養豚は家計所得の追加を目的としているのは明らかであるが、家禽飼育・養魚については、自家消費用が多く含まれる。畜産・養魚の家計上の目的の違いから、所得状況も多様である。所得がある世帯は31世帯にかぎられる。これらの世帯の畜産・養魚からの年間所得は平均1301万ドンで、稲作所得の水準に対して44%程度である。

(2) 自家農業の担い手と労働力不足への対応

各農家でのおもな農業従事者の平均人数は1.2人である。たいてい農業のおもな担い手は世帯主とその配偶者で、世帯主が高齢の場合だけ世帯主の子が農業の担い手となっている。たとえば、稲作農家73世帯のうち、世帯主がおもな担い手である農家は60世帯ある。おもに自家農業に携わっている合計95人の平均年齢は46.6歳である。後述する賃金労働に就いている者の平均年齢(31.0歳)とくらべると、農業従事者の平均年齢がずっと高いことがわかる。

野菜栽培よりも常時必要な労働力が少ない稲作の場合でも、おもな従事者1～2人では、繁忙期に必要な労働力を確保することができない。調査村農家の多くは、他の世帯員や親類同士、近隣住人同士での融通ではなく、農作業ごとに人手を雇って自家農業労働力の不足を補っている⁽⁸⁾。賃払いで実施される作業のうち、耕起ではトラクターの利用が普及しているものの、その他の作業の多くは人手で行われている。とくに稲刈りについては、調査村周辺ではコンバインによる賃刈が行われている地域があるにもかかわらず、調査村では人手で行われる場合が多い。低湿地という土地条件によりコンバインがその重量で沈んでしまうため、人手でやらざるを得ないからである。

すべての稲作農家で、何かしらの農作業に人手を雇っていた⁽⁹⁾。最も労働

表6 賃刈（運搬・脱穀一括）の利用状況と単価の比較

(単価の単位：ドン)

	冬春作		春夏作		夏秋作	
	利用世帯数	単価 ¹⁾	利用世帯数	単価	利用世帯数	単価
全体	43	270,385	43	288,584	42	286,626
機械	2	248,077	1	246,154	1	246,154
人手	39	280,385	40	298,955	39	304,555
n.a.	2	—	2	—	2	—

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

(注) 1) 0.1ヘクタール当たりの単価。

力を要する稲刈り作業では、65世帯が賃刈を利用していた。コンバインによる賃刈の利用は、標高の比較的高いところに農地をもつ7世帯にかぎられていた。賃払い作業全体で、1世帯当たり年間平均862万ドンの費用がかかっており、稲作にかかる平均的費用の36%を占めている。賃払い作業の費用は、稲作費用のなかで、肥料・農薬代に次いで大きな費目になる。

この賃払い作業費用を割高にしているのが、人手に頼らざるを得ない賃刈の費用である。表6は、運搬・脱穀も含めて一括払いされる賃刈についてのみ、利用世帯数と0.1ヘクタール当たりの単価を、作期と機械／人手の別で比較したものである。まず、機械（コンバイン）を利用した場合の単価の方が、人手の場合よりも安いことがわかる。機械利用が割安であることは、村民の多くが語っていたことと合致しているが、実際に機械による賃刈を利用できている世帯は少ない。さらに、割高である人手の賃刈は、ハウザン河の洪水に伴う水位上昇による稲の倒伏の影響のため、手間がかかる春夏作、夏秋作ほど単価が上がっている。調査村の低湿地という条件が、労働力不足を補う賃払い作業を割高にしているのである。

3. 非農業経営——農業経営補助的な経営——

調査村では、非農業経営（農業以外の自営業）はあまり盛んではない。農

表7 調査世帯による非農業経営

業種	世帯数	内容
小商売・サービス業	17	雑貨屋, 小飲食店, 床屋, バイクタクシーなど。
下請け	7	アヒルの羽毛抜き, キノコ栽培工場からの下請業務, 精米。
小手工業	3	造酒, 車両修理, 木材加工。
運送業	1	アヒル水上運搬。

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

業経営の補助的なものが多数である。非農業経営のある世帯は25世帯にとどまり、うち21世帯が農業経営と組み合わせて従事している。いくつかの経営を並行して行っている場合もある。非農業経営は、小商売・サービス業、下請け、小手工業、運送業の4つのグループに分けられる(表7参照)。最も従事世帯が多いのが、小商売・サービス業のなかの雑貨屋で、その担い手はおもに世帯主の妻や娘である。

非農業経営を家計のおもな収入源としている世帯はわずかで、非農家で1世帯、農家で3世帯にとどまる⁰⁰⁾。所得水準は、年間所得36万ドンの床屋業の世帯から、年間所得2400万ドンの雑貨屋の世帯まで、経営内容により所得の大きさにはばらつきが多い。粗収入しかわからない運送業の1世帯を除く世帯の、非農業経営からの年間所得は平均1597万ドンである。一世帯当たりの年間稲作所得の水準をこえるような所得水準の非農業経営は、運送業を除いてほとんどない。

第4節 賃金労働就労の状況

賃金労働は、自家農業以外の就業先・収入源として、調査世帯の多くにとって、最も重要な位置を占めている。そして調査世帯の若年層を中心に賃金労働についている。これらの賃金労働者の半数が工業団地関係の就労であり、さらに専門職を除けば常勤型で賃金水準の高い職業が工業団地工場労働の他

にほとんど見当たらないことから、2000年代後半から出現した工業団地での雇用が、調査農村にとって画期的であったことがうかがえる。工業団地をはじめとした工場での雇用が、近年学歴を高めてきた調査村の若年層の雇用の受け皿となっている。以下、詳細を検討する。

調査世帯の世帯員で有業者である250人のうち半数以上の145人が、調査村内外で賃金労働についている。賃金労働者の平均年齢は31.0歳で、農業従事者の平均年齢(46.6歳)よりもずっと低い。有業者に占める賃金労働者の割合は、35歳以上の有業者で3割であるが、若年層である15~34歳の有業者で88%にもなる。賃金労働者の担い手が若年層であるというだけでなく、調査村の若年層のほとんどが賃金労働者として就労している。後述のとおり、若年層賃金労働者の受け皿は、工業団地での就労をはじめとした工場労働である。

賃金労働者の平均就学年数は8.6年で、18歳以上の世帯員全体の平均就学年数の7.3年より幾分高く、中卒(就学年数9年)以上の学歴を有する者が大半を占めている。また平均月収は272万ドンあり、推定平均年収は3264万ドンとなり、調査村の稲作農家一世帯当たりの年間所得(平均2940万ドン)より1割ほど高い水準である。こうした就学年数・収入水準の特徴から、前掲表3で確かめた近年学歴を高めている若年層が、有利な収入条件である賃金労働に就いていることがわかる。

賃金労働者の働き方や職種は、世帯主であるかどうかで対照的である。まず、世帯主で賃金労働についている者は、有業世帯主の3割強(33人)にとどまる。彼らの平均年齢は43.1歳で、世帯主のなかでも比較的若い人々が賃金労働に就いている(有業世帯主の平均年齢は49.6歳である)。そして、世帯主が賃金労働についている場合、自家農業と兼業している場合が多い。年間就労時間が最も長い職業を主業、それ以外を副業と定義すると、世帯主である賃金労働者の半数近くの15人が賃金労働を副業として、他の7人が自家農業を副業としている。残る11人が、副業をもたない賃金労働者である。農業との兼業者の場合には、左官や自由業など、自家農業の労働需要の変動にもフ

レキシブルに対応できる、非常勤型の職種が多い。

他方で賃金労働者の7割以上(111人)を占めているのが、世帯主以外の世帯員である。世帯主以外の賃金労働者の平均年齢は26.9歳で全体の平均よりさらに若い。自家農業との兼業が多い世帯主と異なり、世帯主以外の世帯員による賃金労働就労は、専門性が強い。賃金労働についている世帯主以外の世帯員のうち、農業などと兼業している者は16人とどまる。第1節図1をもとに述べた就業構造上のマクロの特徴は、調査村において、このように、世帯主が農業に従事し、他の世帯主以外の若い世帯員が賃金労働に就労して

表8 調査世帯の世帯員がついている賃金労働の特徴

	人数(人)	平均年齢(歳)	平均就学年数(年)	平均月収(ドン)
工場労働	96	27.2	9.2	3,150,284
左官	12	35.2	5.9	2,342,083
農業労働	10	40.6	5.1	682,492
村幹部	6	48.8	10.5	1,170,000
自由業	5	42.2	5.4	1,808,000
運転手	3	24.0	10.3	3,666,667
荷役	3	36.3	4.7	2,000,000
会計	2	24.0	15.5	3,400,000
教師	2	34.5	14.5	3,650,000
守衛	2	54.5	7.5	1,950,000
機械工	1	29.0	0.0	2,650,000
軍人	1	21.0	16.0	2,000,000
下請け ¹⁾	1	55.0	11.0	300,000
車両修理	1	29.0	7.0	1,500,000
全体	145	31.0	8.6	2,722,300

上記のうち工業団地での就労

	人数(人)	平均年齢(歳)	平均就学年数(年)	平均月収(ドン)
工場労働	70	26.0	9.3	3,150,000
守衛	2	54.5	7.5	1,950,000
荷役	1	29.0	1.0	1,500,000
全体	73	26.9	9.2	3,093,750

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

(注) 1) 支店のない農村で貸し付けられた銀行資金の利子集金を代行。

いるという、世帯内分業のかたちをとっている。

つぎに表8から、賃金労働者全体について、職種別に人数、平均年齢、平均就学年数、平均月収の特徴を検討したい。全体の6割以上を占めているのが工場労働である。工場労働は、賃金労働者のなかでも平均年齢が比較的若く、平均学歴・月収ともに水準の高い職種である。工場労働者の賃金水準は、運転手、会計、教師など専門的技能を有する職種について高い水準である。この工場労働者の7割以上（賃金労働者全体の5割弱）を、調査村から10キロメートルほどのところに立地している工業団地での工場労働者が占めている。これらの工場労働者の多くが、工業団地内の工場が本格的に稼働し始めた2007年前後に現在の仕事についている。工業団地が、調査村の若年層に、比較的賃金の高い、安定した雇用を提供するようになっている。

本節の最後に、賃金労働者の学歴と平均月収との関係のみておきたい。表9がその関係性を示したものである。学歴が、表8でみられるような職種を通じて、月収を規定していると考えられる。賃金水準の大きな分かれ目は、中学校を卒業しているか否かにあることがわかる。比較的賃金水準の高い工業団地での工場労働者の求人の多くが、中卒以上の学歴をもつ者を対象としているためと考えられる⁽¹⁾。工場労働者の7割が中卒以上の学歴者である。専門・高等教育学歴のある工場労働者もあり、彼らは、職長（ライン・リーダー）など、役付の工場労働者であるとみられる。

表9 学歴と平均月収との関係

学歴（就学年数）	人数（人）	平均月収（ドン）	指数
小学校卒業未満（～4）	18	2,047,451	100
小学校卒業（5～8）	36	2,086,093	102
中学校卒業（9～11）	57	2,892,798	141
高校卒業（12）	18	3,358,333	164
専門・高等教育（13～）	13	3,684,615	180
n.a.	3	-	-

（出所）聞き取り調査に基づき筆者作成。

第5節 家計構造と階層間格差

1. 家計構造——兼業化の進展——

ここまでみてきた農業・非農業経営、賃金労働の状況をまとめ、調査村での世帯単位の家計構造を検討する。農業従事世帯が9割であると把握されている調査村であるが、世帯の家計構造の実態を確かめることで、小規模・零細農中心の農村での農業経営と、近年創出されている工場労働雇用との、家計上の位置づけを考察したい。なお、家計構造は、総所得を、耕種農業、畜産・養魚、非農経営、賃金、送金（世帯主の1親等親族からのみ）¹²⁾、社会保障給付¹³⁾、地代¹⁴⁾、利子¹⁵⁾、その他に分類して分析する。

まず表10は、家計に占める農業所得（耕種農業所得と畜産・養魚所得を合わせたもの）の割合で類型化した世帯別に、世帯数と一世帯当たり年間総所得の平均額とをみたものである。全体の年間総所得は平均7989万ドンであるが、農家類型の間で大きな開きがある。非農家の総所得は、農家の総所得の2分の1にすぎない。

非農家のうち2世帯は、家内農業労働力を確保できないことから、保有す

表10 農家類型別の世帯数と年間総所得（1戸平均）

	世帯数	総所得（ドン）
全体	105	79,890,027
非農家	17	45,983,647
農家	88	86,440,123
專業農家	10	42,242,658
第1種兼業	15	65,333,061
第2種兼業	61	100,529,644
n.a.	2	-

（出所）聞き取り調査に基づき筆者作成。

る稲作地を貸し出している世帯である。非農家の7割以上の家計では、賃金所得が総所得の過半を占めており、他の非農家世帯は、生活保護給付金、国際結婚した娘からの送金、地代などが、それぞれ家計の過半を占めている世帯である。

他方で年間総所得が8644万ドンになる農家の間では、兼業化が進んでいる世帯が多数を占め、また兼業化が進んでいるほど、総所得が多くなる傾向がある。農家は、家計所得に占める農業所得の比重別に、農業所得が総所得に占める割合が100%である世帯を専業農家、同50%以上100%未満である世帯を第1種兼業農家、同50%未満である世帯を第2種兼業農家と分類している。家計構造をみると、農業所得が家計の過半を占めている世帯は、全体の2割強の25世帯にすぎないことがわかる。専業農家と第1種兼業農家ともに、耕種農業所得をおもな収入源にしている農家である。

第1種兼業農家のうち半数近くが、農業所得のつぎに比重の高い所得が賃金所得である。そして、第2種兼業農家の8割以上で賃金所得の比重が家計上最も高く、7割以上で賃金所得が家計の過半を占めている。調査村の農家で兼業化が進展しており、とくに賃金所得が家計に占める割合が高くなっていることが判明する。3つの農家類型それぞれの平均有業者数（15歳以上）は、順に専業農家2.0人、第1種兼業農家2.1人、第2種兼業農家2.8人である。差はわずかであるが、農業所得に対する賃金労働所得の大きさを考慮すれば、自家農業以外で収入を得ることのできる世帯員がひとりでもいるかどうか、家計所得に大きな差を生むことになる。

つぎに、賃金所得の比重から、調査村世帯の家計の特徴をみてみたい。調査対象の105世帯のうち、過半を占める59世帯（非農家13世帯、農家46世帯）で賃金所得が家計所得の過半を占めている。さらに賃金収入が家計所得のなかで最も比重が大きいという世帯は69世帯になる。家計所得の構造を105世帯全体の平均でみると、一世帯の年間総所得のうち55%が賃金所得で、耕種農業所得（29%）と畜産・養魚所得（4%）とを合わせた農業所得は33%にすぎない。調査村の兼業化の特徴は、非農経営の拡大ではなく、若年層世帯

員が担う賃金労働の拡大というかたちで進んでいることである。

ところで、賃金所得が家計の総所得の過半を占めている世帯が7割以上を占めている第2種兼業農家の方が、専業農家よりも総所得が多い傾向があることをすでに確認した。世帯内に賃金労働の担い手があることが、家計所得にプラスに働いていることは間違いない。しかし、調査村の若年層が多くついている常勤型の賃金労働は、稲作の農繁期の労働力需要に臨機に対応できる就労形態ではない。したがって若年層の賃金労働就労は、多くの場合に、自家農業の労働力不足を直接意味する。そして人手を雇って労働力不足を補っている調査村では、自家農業の担い手が減ることは、引き換えに賃払い農作業の費用がかかることを意味している。そこで、世帯内労働力の若年層を賃金労働に配分し、引き換えに不足する自家稲作労働力を世帯外から雇い入れるという、労働力配分の在り方に、合理性があるのかどうかを確かめておきたい。

賃払い作業費用総額よりも世帯員による賃金所得総額が多く、労働力配分に家計上の合理性が認められる世帯は、賃金労働者のいる稲作農家56世帯のうち55世帯とほとんどである⁶⁾。賃払い作業費用総額に対する賃金所得総額の割合は、平均で19.6倍になり、合理性の度合いも高いといえる。なかでも有業者4人を抱える世帯が最も合理性が高く、賃払い作業費用総額に対する賃金所得総額の割合は55.2倍にもなる。このように、調査世帯の稲作農家が、世帯内労働力のうち、工業団地をはじめとする工場労働雇用の求人要件（一般的に中卒以上の20代から30代前半）に合致する若年層を積極的に賃金労働に配分し、引き換えに農繁期に不足する自家労働力を世帯外から有償で調達するという世帯内労働力配分のあり方には、十分な合理性が認められる。

2. 雇用機会と村内階層間格差との関係

ここまでの考察で、調査村世帯の家計において賃金労働の比重が高まっており、なかでも若年層が工業団地などでの工場に働いて得る賃金の重要性が

高まっていることを明らかにした。つぎに本項では、調査村世帯の家計に大きな影響を与えている雇用機会が、村内の階層間格差に対してどのように作用しているかを考察する。本項では、世帯の食糧と収穫米販売による現金収入を左右し、農業所得の基礎的な源泉となっている農地の保有面積規模別に、階層間格差を検討することにする。

(1) 教育を通じた階層間格差の再生産

すでに述べたように、賃金労働者は、学歴が高いほど収入水準が高くなる傾向がある。とくに中卒以上の学歴があるか否かが重要である。ここで、賃金労働者の出身世帯の農地保有規模が、学歴や収入とどのような関係があるかをみてる。表11は、農地の保有面積別に5つの階層に分けて、階層ごとの賃金労働者の平均就学年数と平均月収をくらべたものである。農地保有規模の大きな階層の賃金労働者であるほど、平均就学年数も平均月収も高くなっていることが判明する。

一般的には大規模農業といえるほどの農家がないような調査村であっても、このように農地の保有規模によって学歴に差が出る理由のひとつには、自家農業がどれだけの現金収入をもたらす経営規模であるかということと関係していると考えられる。中等教育レベルであっても、学用品、通学、昼食の費用など、学業を続けていくには一定の現金収入が必要となる。工業団地就労

表11 出身世帯の農地所有規模別にみる賃金労働者の平均月収・就学年数

農地所有規模 (ha)	賃金労働者数 (人)	平均就学年数 (年)	平均月収 (ドン)
0.00	24	6.3	2,147,727
0.01~0.50	45	7.8	2,519,815
0.51~1.00	44	9.5	2,741,977
1.01~1.50	30	10.0	3,300,664
1.51~	2	12.0	4,500,000
全体	145	9.1	3,042,037

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

による安定的な現金収入が得られるようになったのがここ数年のことにすぎないことを考えると、現在就労している若年層への過去の教育投資を左右した重要な要素に、農業経営からの現金収入をあげることができる。

調査村の農業のおもな所得源である稲作についてみると、収穫米の販売率は、前述のとおり一世帯平均75.0%である。収穫後に自家消費用のコメを確保したうえで、残った7割強の収穫米が販売され、現金収入となっている。販売率は経営面積と世帯員数に左右される。0.7ヘクタール以上の経営面積のある農家では、販売率は9割前後になる世帯が多いが、0.7ヘクタール未満になると販売率が平均を下回る世帯が多くなる。稲作地0.7ヘクタール前後が、自給的稲作と、自家消費米を確保したうえで現金収入に結びつく稲作との分かれ目とみられる。

以上のように、小規模・零細農が多数を占める調査村でも、農地の保有規模が、学歴・職歴を通じて、若年層の多くが就労している賃金労働の収入水準を規定している。農地保有規模に基づく階層間格差が、賃金労働の収入水準に再生産されているといえる。

(2) 階層間格差の現状と今後の可能性

表12は、これまでの分析をまとめ、農地保有規模別に、平均的な家計構造を示したものである。この表から、家計での比重が高くなっている賃金所得が、農地保有規模に基づく階層構造とどのような関係にあるのかを考察したい。なお、農地保有規模が二番目に大きい階層までは、農地保有規模が大きいほど、結果として世帯員数と有業者数が、土地保有規模の小さい階層のそれらよりも1～2人多い傾向がある。稲作をおもな経営としていて、さらにその経営規模が2ha以下である調査村の農家の場合、農繁期を除いた時期の常時労働力は世帯主を中心に1～2人で足りている。したがって、世帯数・有業者数が1～2人多いということは、自家農業以外の職業につく労働力の余裕が、農地保有面積が多い世帯の方が大きいことを意味している。こうした世帯構成の違いから、世帯員数・有業者数の多い、農地保有規模が二

番目に大きい階層では、賃金労働所得も大きくなる結果となっている。表の最右列には、世帯員数の違いを除いてくくらすために、世帯員一人当たりの総所得を示している。

調査村での階層間格差をみるのに、まず総所得からみてみる。依然として農地保有規模別の所得格差は大きいことがわかる。農地保有規模が最も小さい階層と、最も大きい階層との差が3.2倍である。また農地保有規模が最も小さい階層と、二番目に大きい階層との間では3.6倍の開きがある。世帯員一人当たりの総所得でみても、前者で2.5倍、後方で2.2倍の格差がある。

農地規模を反映して、耕種農業所得での階層間格差が、絶対額でも相対的にも最も大きい。農地の保有規模で中間的階層にとっては、畜産・養魚所得、非農経営所得は、耕種農業所得での格差を縮める役割をしている。ただし、畜産・養魚所得、非農経営所得ともに、家計に占める比重は1割に満たない。また世帯主の国際結婚した娘をはじめとした一親等親族からの送金も、農地規模が中下層の世帯にとって所得格差を縮める役割をしている。

他方で、賃金所得は、農地保有規模が最も大きい階層¹⁷⁾を除いて、農地保有規模が大きい階層ほど所得額が大きい。世帯員数の違いを考慮して、仮に世帯員一人当たりの賃金所得を計算すれば、格差はより小さいものの、依然として農地保有規模が大きいほど賃金所得が大きい結果となる。賃金労働者の収入水準に、農地保有規模に基づく階層間格差が再生産されているという前述の事実が、ここに反映されている。

現在のところ、賃金所得にみられる階層間格差は、絶対額でも相対的にも、耕種農業所得にみられる格差ほど大きなものではない。しかし、今後、賃金所得が家計に占める比重がますます大きくなるにつれて、階層間格差を拡大させる要素となる可能性がある。

(3) 農地保有規模下位の世帯や貧困世帯にとっての雇用創出の意義

前掲表12をみると、農地を保有しない階層や、農地保有規模が0.01～0.50ヘクタールと零細な階層ほど、家計に占める賃金所得の比重がとくに大きい

表12 農地所有規模別の家計構造

農地所有 規模 (ha)	世帯数	所得細目										世帯員一人 当たり 総所得
		[A]総所得 (対[A]比)	耕種農業 ¹⁾ (対[A]比)	畜産・養魚 ²⁾ (対[A]比)	非農経営 ³⁾ (対[A]比)	賃金 (対[A]比)	送金 ⁴⁾ (対[A]比)	社会保障 給付 (対[A]比)	地代 (対[A]比)	利子 (対[A]比)	その他 ⁵⁾ (対[A]比)	
0.00	16	40,480,657 (100%)	906,906 (2%)	684,375 (2%)	1,768,730 (4%)	31,995,000 (79%)	4,250,000 (10%)	397,500 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	478,125 (1%)	11,720,134
0.01~0.50	35	62,274,883 (100%)	8,519,119 (14%)	5,335,171 (9%)	4,405,714 (7%)	39,905,714 (64%)	2,014,286 (3%)	1,192,000 (2%)	902,857 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	16,309,260
0.51~1.00	36	82,766,431 (100%)	29,249,989 (35%)	3,617,659 (4%)	4,332,222 (5%)	39,023,889 (47%)	5,000,000 (6%)	843,333 (1%)	288,711 (0%)	271,737 (0%)	138,889 (0%)	18,802,432
1.01~1.50	15	146,012,405 (100%)	52,875,670 (36%)	2,621,333 (2%)	1,920,000 (1%)	79,215,933 (54%)	2,640,000 (2%)	4,286,667 (3%)	732,800 (1%)	0 (0%)	1,720,000 (1%)	26,110,972
1.51~	3	130,454,830 (100%)	93,211,493 (71%)	1,243,333 (1%)	0 (0%)	36,000,000 (28%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	29,482,847
全体	105	79,890,027 (100%)	23,223,322 (29%)	3,533,016 (4%)	3,497,714 (4%)	43,902,086 (55%)	3,410,476 (4%)	1,359,429 (2%)	504,625 (1%)	93,167 (0%)	366,190 (0%)	18,241,399

(出所) 聞き取り調査に基づき筆者作成。

(注) 1) コメの自家消費分を売り渡し価格平均5496ドン/kgで評価し合計に加えている。

2) 現金化しない自家消費分は計算に含まれない。

3) 農地階層0.01~0.50ヘクターに非農経営の粗収入が年間4億5500万ドンの世帯が1世帯あるが、費用を差し引いた収入が不明なので、この世帯の非農経営収入は合計から除外している。

4) 世帯主の1親等親族(おもに子)からの送金。

5) 左記以外の不定期な収入、あるいは世帯主の2親等以上親族(村外在住の兄弟や米国在住親族など)からの送金など。

ことがわかる。このうちの多くが工場労働による所得であることを考えると、工業団地での就労など賃金条件のよい常勤型の雇用が、近年、調査村の周辺に出現したことの意味は大きい。農業や村内雑業によってでは得られなかった、所得水準の大きな向上があったとみられる。

さらに調査村の貧困世帯についてみておきたい。筆者の調査結果として推定される家計所得水準が、ベトナム政府が設定している貧困世帯基準（2011年1月30日付首相決定9号）¹⁸を下回っている世帯は16世帯ある。これらの世帯は、農地を保有しない土地なし世帯のほか、保有農地平均0.43ヘクタールの零細農世帯である。15歳以上の有業者数は平均1.8人、平均有業率（15歳以上の世帯員数に占める有業者の割合）は58.1%、さらに18歳以上の世帯員の就学年数は平均5.8年と、いずれも全体平均（それぞれ2.3人、68.0%、7.4年）とくらべてかなり低い。世帯構成、就業状況を具体的に検討すると、まず高齢者、病人、就学者、幼児など非有業者を多く世帯内に抱えている。そして賃金労働への就労者が少なく（7世帯で計14人）、とくに工場労働者をはじめとした常勤型の雇用労働に就労している者もわずかである（2世帯で計3人）。18歳以上の世帯員の学歴の低さから、貧困世帯の働き手にとって、比較的高い収入が期待できる常勤型の就労に制約があるものと考えられる。

しかし、調査村でも確かめられた近年の学歴上昇を考慮するならば、就学者・幼児を抱えるこれらの貧困世帯でも、近い将来に、少なくとも中等教育以上の学歴を得ることが見込まれる若年世帯員が、常勤型の賃金労働に就労し家計に貢献することによって、貧困基準を上回る家計所得を得ることが期待できる。そのような期待ができる世帯構成の貧困世帯は16世帯のうち13世帯におよぶ（他は高齢者単身世帯など）。政策的にも、中等教育水準の底上げによる貧困削減の余地もなお大きいと考えられる。

おわりに

ハウザン河の氾濫原に位置する調査村は、畑地・果樹地を拡大する余地が小さく、さらに機械化の制約により大規模化への誘因が乏しいゆえに、小規模・零細規模の稲作農業にとどまっている。農家は調査世帯の8割を占めるが、農業所得の割合が家計の過半を占めている世帯は2割強にすぎない。他方で賃金所得が家計の過半を占めるといふ世帯が5割以上に達し、農家の兼業化が進展している。

この兼業化は、年配者が稲作を中心に農業経営を維持し、若年層が賃金労働につくといふ世帯内分業のかたちで進んでいる。過去10数年の間に学歴を高めてきた調査村の若年層は、2005年以降に工業団地が提供するようになった雇用機会にさかんにアクセスしている。若年層の就労と引き換えに農繁期に不足する自家農業労働力は、世帯外雇用でまかなわれている。賃金所得の重要性ゆえに、こうした労働力配分のあり方が、調査村世帯にとって合理的である。

調査村の所得格差は、依然として、農地保有規模を反映している耕種農業所得によって規定されている部分大きい。また、家計のなかで比重を増している賃金所得は、既存の階層間格差を再生産し、さらなる格差拡大を生む可能性を含んでいる。しかし、農地を保有しない世帯や小規模・零細農家にとって、賃金所得が所得水準の底上げに果たしている意義も大きい。現在の貧困世帯の子弟が、中等教育レベル以上に学歴を高め、将来的に工業団地就労によって家計の貧困状況を克服する可能性もある。

最後に、今後の調査村の社会経済的变化に関する着眼点について述べておきたい。ひとつは、すでに指摘しているように、今後、賃金所得が家計に占める比重がさらに高まるにつれて、階層間格差がどのように変動するかである。所得格差の推移と、さらにその変動が村内下層世帯の生活向上をとまぬのか、社会的安定にもかかわる重要な点である。

もうひとつが、雇用創出と、世帯の世代的再生産サイクルとの関係である。第3節第1項で述べたように、調査村では、世代間の土地分割がほぼ限界に達しつつある。こうしたタイミングでの雇用創出は、単に現在の世帯の家計所得の増加を意味するだけではなく、新しい世代が必ずしも土地の使用権を相続しなくても生計を立てられる可能性をも意味している。工業団地建設をはじめとした雇用機会の出現は、土地の分割相続が限界点に達している世帯の世代的再生産サイクルに、新たな契機を与えているのである。今後、農業世帯から非農業世帯が分離するのか、あるいはさらに土地分割が進み超零細な農業を続けながら賃金労働から所得を得るといふ世帯が一般化するのかは、今度は工業団地就労をはじめとした雇用機会が提供する雇用条件が、世帯の生存と再生産に足るものであるかどうかの問題となる。

〔注〕

- (1) 以下チュオンラク坊とタンクイ地区の基礎情報は、2012年1月および同年10~11月に実施した村の行政幹部への聞き取りと、2010年版と2011年版のチュオンラク坊人民委員会経済社会状況報告に基づいている。
- (2) ベトナムの土地法では、土地の所有権は国家にあり、国民は土地の使用権を有していることになっている。この使用権には、交換・譲渡・賃貸借・相続・抵当の権利が認められている。本章ではこうした土地所有に関する事情を考慮して「保有」と表現することにする。
- (3) 聞き取り調査の範囲では、調査村での土地相続慣行は、親の老後の扶養を条件として、末男に有利なかたちでの相続であるという。しかしこの慣行は、農地の維持と親の扶養との条件がある子が優先的に相続するというかたちで柔軟に運用されており、女子が土地を相続し、その配偶者と共に農業を続け、実の両親を養っているという場合もみられる。
- (4) 世帯員ひとりの生存に必要なコメを初換算で年間300キログラムとして、調査村の稲作経営条件で世帯員ひとりに必要な稲作面積を推定すると278平方メートルである。現在の稲作農家による年間平均作付面積は、一家族4人の糧米を生産するのに最低限必要な作付面積の4倍にすぎない。すでに3倍を下回っている世帯が19世帯、さらにそのうち2倍を下回っている世帯が11世帯ある。
- (5) 作期ごとの単位収量は、冬春作7.0トン、春夏作4.8トン、夏秋作4.1トンである。
- (6) 販売米の売渡価格は、初1キログラム当たり平均5496ドンである。
- (7) 果樹栽培以外には、果樹に加え野菜などの単年生作物を栽培しているのが3世帯、その他の単年生作物だけを栽培しているのが4世帯ある。単年性作物には、フクロダケ、トウモロコシ、カボチャ、ニガウリ、空芯菜、トウガラシがある。

- (8) 人手を雇う農作業には、耕起 (xoi dat), 「移植」 (giam ma), 除草・施肥 (tru co/bon phan), 稲刈り (gat lua), 自宅までの運搬 (chuyen cho), 脱穀 (suot) がある。なお、調査村とその周辺では、稲作は苗代を作らない直播で、田植え (nhô ma) を意味する移植の作業はない。ここでいう「移植」とは、直播後に、間引きや枯死した稲の植え替えのためにおこなわれるものを指す。
- (9) なお稲作以外で、賃払い作業が利用されているのは、スイカ栽培の収穫時にかぎられていた。
- (10) うち運搬業の一世帯は、年間粗収入が合計4億5500万ドンと、調査村では例外的に大きな収入のある世帯である。ただし、費用差し引きの所得が不明であることから、以下、世帯ごとおよび農地保有規模別で家計構造を分析する際には、この世帯の非農経営データは除外してある。
- (11) 筆者が別途実施した当該工業団地の1工場での調査では、操業当初(2007年頃)は高卒者を求人していたが、頻繁な離職による労働力不足のために、求人者の学歴指定を中卒者にまで下げるようになったという。
- (12) 送金を受け取っている世帯は20世帯ある(送金している非世帯員家族は計30人)。このうち最も多い送金のかたが、国際結婚した世帯主の娘による在留先からの送金で、9世帯(送金者は計10人)ある。国際結婚の相手は、台湾人、韓国人、マレーシア人の順に多い。送金額は年間200万ドンから7000万ドンまで幅があるが、年間平均2705万ドンになる。その他の送金は、結婚し世帯員ではなくなくなった世帯主の子たちからの送金で、この子らの職業は、農業従事者、工場労働者、左官などさまざまである。
- (13) 受給世帯は21世帯ある。老齢年金、生活保護、障害者給付、烈士・革命功労者給付、傷病兵給付がある。給付金の種類、受給者数の違いで、年間1000万ドン以上から100万ドン未満まで、世帯によって収入に大きな開きがある。
- (14) 地代収入があるのは4世帯のみである。稲作地の貸し出しの場合、地代は収穫の20%である。
- (15) 利子収入があるのは3世帯のみで、いずれも親戚や知人に貸しているインフォーマルな貸付や頼母子講からの利子収入である。
- (16) 世帯員による賃金所得総額が賃払い作業費用総額よりも少ない1世帯では、賃金労働を担っているのは世帯内唯一の農業従事者である世帯主自身であり、同氏の賃金労働は稲作収穫後の収穫米運搬業で、賃金労働就労は、そもそも自家農業労働力の確保と相反していない。
- (17) 世帯主の子がいずれも就学中である世帯であることなど、世帯の生涯サイクル上、有業率が低い段階にあり、一時的に家計所得が他に劣っていると見える。この階層のサンプル数が少ないために、こうした世帯の個別事情が大きく影響している。
- (18) 行政上「都市部」に分類されている調査村では、世帯員一人当たりの年間収入が600万ドンを下回る世帯が貧困世帯にあたる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

長憲次 2005. 『市場経済下ベトナムの農業と農村』筑波書房.

藤倉哲郎 2012. 「ベトナムの工業団地周辺農村における就業構造の変化——カントー市工業団地週年の農村の現状から——」坂田正三編「ベトナムの農村発展——高度経済成長下の農村経済の変容——」調査研究報告書 アジア経済研究所 85-104 (http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2011/pdf/409_ch5.pdf).

水野広祐 1995. 「インドネシア農村における多就業構造と農村雑業層——西ジャワ・プリアンガン高地における農村工業村の事例——」水野広祐編『東南アジア農村の就業構造』アジア経済研究所 111-162.

——編 1995. 『東南アジア農村の就業構造』アジア経済研究所.

<英語文献>

GSO (General Statistical Office) 2011. “Labour and Employment Survey Data Warehouse,” (<http://www.gso.gov.vn/khodulieuldvl/>, 2012年3月12日アクセス) (英越併記).

—— 2012. *Results of the 2011 Rural, Agricultural and Fishery Census*, Ha Noi: Statistical Publishing House (英越併記).

MoLISA (Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs) 2006. *Statistical Data of Employment and Unemployment in Vietnam 1996-2005, Labour*, Ha Noi: Social Publishing House (英越併記).